

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員五人以内をもって組織する。

2 委員は、教育研究又は経営に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第六条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第七条 委員会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第八条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する委員が署名し、又は記名押印しなければならない。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、保健医療部保健医療政策課において処理する。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年七月三十日規則第五十二号）

1 この規則は、平成二十五年七月三十一日から施行する。

2 この規則の施行後最初に委嘱される委員の任期は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成二十八年六月三十日までとする。

3 この規則は、令和二年四月一日から施行する。